

造林補助事業の実施に当たっての留意事項

制定 平成 23 年 10 月 11 日
最終改正 令和 7 年 5 月 20 日

造林補助事業の実施については、長崎県農林部関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、長崎県造林事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び長崎県造林補助事業実施要領（以下「実施要領」という。）によるほか、この留意事項によるものとする。

1 事業区分の細則

事業区分については実施要領別紙 1 によるほか、以下のとおりとする。

- (1) 別紙 1 の第 1 の 2 の(3)「被害森林整備事業」を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が 5 %以上の松林（天然林を含む。）において実施することができるものとする。
- (2) 実施要領別紙 1 の第 1 の 2 の(4)「重要インフラ施設周辺森林整備事業」における協定においては、事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担の在り方を明記するよう努める。

2 事業内容の細則

事業内容については実施要領別紙 1 によるほか、事業内容ごとに以下の各項のとおりとする。

(1) 人工造林、樹下植栽等

ア 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又は翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。

イ 人工造林又は樹下植栽等において「スギ、ヒノキ、カラマツ」の植栽に含むことのできる経費は、令和 9 年 4 月以降は、1ha当たり 2,500 本以下の本数による植栽によるものとする。なお、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。

ウ 人工造林又は樹下植栽等に用いる苗木については、長崎県林業用種苗需給連絡協議会が策定する苗木の規格に適合した優良なものを使用することとし、広葉樹の苗木については、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整森第 264 号林野庁官通知）を踏まえ、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の使用に努め、遺伝的搅乱の防止に配慮することとする。

エ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

オ 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

- (ア) 立木の蓄積が 1 ha 当たりおおむね 30 m³以上 80 m³以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が 1 ha 当たりおおむね 100 束以上の竹林）において行うものであること。

(イ) 立木の蓄積が 1 ha当たりおおむね30m³以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は実施要領別紙1の第1の2の(5)「保全松林緊急保護整備事業」により行うものであること。

カ 特殊地拵えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。

キ 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。

ク 特殊地拵には搬出集積を含むことができるものとする。

ケ 補植は、実施要綱第2条の(1)により、1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行えるものとする。

なお、山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所においては、要領別紙1の第1の1の(1)のサの(ア)のbの鳥獣施設等の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含めることとし、要領別紙1の第1の1の(1)のアの人工造林により1,500本/ha以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が2,000本/haを超えない範囲で追加的な植栽を行うことができる。

コ しいたけ原木の育成を目的として行う不用萌芽・不用木の除去については、次のとおりとする。

(ア) 不用萌芽の除去は、全伐を行った天然林において3年生までにしいたけ原木の切り株から発生した萌芽枝について、優勢な数本を残して残りを除去する作業のうち初回の作業のみを補助対象とする。

(イ) 不用木の除去は、天然林において、しいたけ原木以外の樹木を伐採し、しいたけ原木の成長を促す作業のうち初回の作業のみを補助対象とする。

(2) 雪起こし

雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施するものとする。

(3) 倒木起こし

倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。

(4) 枝打ち

枝打ちの高さは地上おおむね8mを上限とする。

(5) 除伐

ア 除伐を実施する場合は、不用木（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものをいう。）を全て除去するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。

イ 森林緊急造成による除伐において、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想さ

れる場合には、12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができる。

ウ 除伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐を実施していない場合に補助対象とする。

(6) 保育間伐

ア 保育間伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数のおおむね30%を伐採する場合に補助対象とする。

イ 保育間伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない場合に補助対象とする。

ウ 実施要領別紙1の第1の2の特定森林再生事業による保育間伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。

エ 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、イの規定は適用しない。

オ 「刈払い」の加算は、保育間伐の作業を実施するうえで安全上支障となる灌木等について、伐採木周辺の安全が確保できる範囲において刈払機等で刈払った場合に適用ができる。

カ 「林床整理伐」の加算は、保育間伐の作業を実施するうえで当作業なしでは伐採作業が困難、かつ、全面積においてシダ類を刈払った場合にのみ適用ができる。

キ 「枝払・玉切あり」は次のいずれかの地理的条件を満たす森林において、国土防災を主目的として実施する場合、かつ、伐採木を林内に放置する場合に適用する。

(ア) 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林（水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壤保全機能維持増進森林）に区分されている森林

(イ) ながさき水源の森

(ウ) 保安林

(7) 間伐

ア 間伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。

イ 間伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。

ウ 間伐を実施する場合の搬出材積は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

エ 搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積80m³を上限とする。

- オ 急傾斜地等で路網による作業システムの導入が困難であって、主索を用いた架線集材（主策を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む）による作業が経済性をはじめ、環境面、安全面等で優位となる場合は「架線系」を適用する。なお、フォワーダやスイングヤーダのウインチによる地引き集材は架線を設置しないため「車輌系」を適用する。
- カ 「刈払い」の加算は、間伐の作業を実施するうえで安全上支障となる灌木等について、伐採木周辺の安全が確保できる範囲において刈払機等で刈払った場合に適用できる。
- キ 「林床整理伐」の加算は、間伐の作業を実施するうえで当作業なしでは伐操作業が困難、かつ、全面積においてシダ類を刈払った場合にのみ適用できる。
- ク 「枝払・玉切あり」の加算は、次の地理的条件を満たす森林において、国土防災を主目的として実施する場合、かつ、搬出材積が $10\text{m}^3/\text{ha}$ に満たない場合に適用できる。
 - (ア) 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林（水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壤保全機能維持増進森林）に区分されている森林
 - (イ) ながさき水源の森
 - (ウ) 保安林

(8) 更新伐

- ア 更新伐について、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。
- イ 更新伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、前号の規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。
- ウ 実施要領別紙1の第1の2の特定森林再生事業による更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。
- エ 前号のうち、早期に実施する必要があると認められる場合においては、イの規定（ただし書きの規定を除く。）は適用しない。
- オ 更新伐を実施する場合の搬出材積は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で末木枝条や根元部を含めることができるものとする。
- カ 搬出材積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積 100m^3 （森林病害虫等防除法第2条第1項の各号に掲げる森林病害虫等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐（以下「更新伐（被害森林）」という。）にあっては 200m^3 ）を上限とする。
- キ 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、伐採率はおおむね70%以下の定性伐採を行うものとする。
- ク 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採

を含む。)とする。ただし、特定森林再生事業による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採を可能とする。

- ケ 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」(令和6年3月29日付5林整整第925号林野庁長官通知)に定める方法により伐採を行うものとする。
- コ 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業または広葉樹等の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。
- サ 急傾斜地等で路網による作業システムの導入が困難であって、主索を用いた架線集材(主策を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む)による作業が経済性をはじめ、環境面、安全面等で優位となる場合は「架線系」を適用する。なお、フォワーダやスイングヤーダのウインチによる地引き集材は架線を設置しないため「車輪系」を適用する。

(9) 衛生伐

- ア 衛生伐は、松くい虫による被害本数が対象地の5%未満の激甚でない松林において行うものとする。
- イ 事業が実施できる松林(公益的機能の高い松林)は、高度公益機能森林、被害拡大止森林、地区保全森林とする。
- ウ 衛生伐の区分は次のとおりとする。

(ア) 薬剤散布型

被害木を伐倒し、幹及び枝条を可能な限り集積し、薬剤(乳剤又は油剤)を適切に散布することにより、処理する作業に適用する。

(イ) くん蒸型

被害木を伐倒し、幹及び枝条を可能な限り集積し、ビニール等の被覆資材により完全に覆った後に薬剤を散布し、くん蒸にて処理する作業に適用する。

(ウ) 全木焼却

被害木を伐倒し、幹及び枝条を収集運搬し、焼却処分を行う作業に適用する。

(エ) 破碎 一般搬出

被害木を伐倒し、幹及び枝条を収集運搬し、産業廃棄物処理施設等で適切に破碎処分を行う作業に適用する。

(10) 鳥獣害防止施設等整備について

- ア 鳥獣害防止施設等整備は、防鹿ネット設置と枝条巻付の実施とする。
- ア) 防鹿ネットは、野生鳥獣(シカ)の侵入を防ぎ森林被害を防止するものとし、標準的な仕様は標準図のとおりとする。現地においては地形や設置後の維持管理等を踏まえ、適切に設置する。また、設置後においても被害の恐れがなくなる林齡・樹高になるまでは、その機能を維持する必要があるため、防護柵の目的や効果が十分発現されるよう、定期的に巡視し、シカ等の侵入がないか確認するとともに、必要に応じて補修等を行う。
- イ) 枝条巻付は、主林木に対する野生鳥獣(シカ)の樹皮剥離被害を防ぐものとし、標準的な実施本数は1,100本/haとする。
- イ) 鳥獣害防止施設等整備は、一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

ウ 防鹿ネットの設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができます。

エ 鳥獣害防止施設等整備における施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 造林補助事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

(イ) 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

(11) 森林作業道整備

ア 施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。

イ 実施要領別紙1の第1の1の(1)のシの(ア)に規定する「一定期間施業に先行して実施される」とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に実施されることであり、この期間に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

ウ 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。

エ 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）が、おおむね20万円以上であること。

(イ) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。）であつて、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したもののが改良であること。

(ウ) 改良の内容については、「長崎県森林作業道作設指針」第3「に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(エ) 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

オ 森林作業道の復旧

森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

(イ) 復旧の内容については、「長崎県森林作業道作設指針」第3に定める切土、盛土、構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(12) 森林保全再生整備

ア 森林保全再生整備を実施する鳥獣害等による被害を受けた森林は、原則として「森林被害

報告について」（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

イ 鳥獣害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

ウ 鳥獣を捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

(13) 花粉発生源植替え

ア 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね 70%以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。

イ 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあっては、補助金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。

ウ 当該施業について、現に鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、実施要領別紙1の第1の3の(1)の①のイの(ア)により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。

エ 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙の1の花粉の少ない品種と苗木の定義によるほか知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。

オ ヘクタール当たりの植栽本数は、1,000本以上のものを補助対象とする。

カ 伐採については、市町村森林整備計画に適合すること。

3 事業主体等の細則

(1) 森林所有者のうち、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあっては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。

(2) 特定再生森林事業における「自ら所有する森林」には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

(3) 知事は、森林所有者の団体から補助金の交付申請があった際は、森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成14年10月15日農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。）の第1項、第2項及び次の事項を確認するものとする。

ア 規約の内容

イ 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

ウ 施行地の森林所有者

(4) 知事は、森林所有者の団体が事業を実施する場合、当該団体に対し、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するように指導するものとする。

(5) 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業主体以外

の事業主体が一体的に行うべき事業を実施する場合にも、補助対象とすることができます。

- (6) 実施要領別紙1の第1の2の(1)の②の(ア)における「寄付や分取林契約解除等により公有化した森林」は、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって10年以内に公有化した森林とする。

4 事業規模の細則

- (1) 実施要領別紙1の第1の事業規模で定める「1施行地」とは、森林所有者毎の森林面積（事業実施面積）で判断するものではなく、原則として接続する区域とし、公道、林道、森林作業道、谷、防火帯等により、やむを得ず分断された区域も含む。なお、水田跡地の人工造林にあっては、1施行地の面積は0.05ha以上とする。
- (2) 施行地内の施業が不要な箇所であって、1箇所の面積が原則0.01ha以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1箇所の面積が0.01ha以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。
- (3) 実施要領別紙1の第1の1の(4)のアのただし書きにおいては、以下のとおりとする。
- ア やむを得ず5ha以上集約化できないと認められる場合とは、原則として、森林経営計画等において、森林所有者等の間伐等施業の同意が得られず、同意を得られた森林面積が5ha未満の場合とする。
- イ 5ha以上集約化できた場合においても、地理的条件等の観点から、施行地の全てにおける間伐及び更新伐を一括して実施することが困難であると認める場合には、複数年に分割して実施できるものとする。
- 一括して実施することが困難である場合とは、複数の事業実施予定箇所を一括して実施することが距離的、地形的要因により効率的ではない場合や、自伐林家等であって、単年度に一括して実施すると次年度からの継続的な林業経営に支障がある場合などをいう。
- (4) 実施要領別紙1の第1の1の(4)のアで定める搬出材積(ha当たり10m³以上)には、間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。

5 森林作業道の維持管理

森林作業道の開設及び改良を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権限を有する者は、森林作業道台帳を作成して管理を行うものとする。

6 事業の予定及び実行の確認等に必要な書類等について

本事業の事業主体（事業主体になろうとする者を含む。以下本章において同じ。）は、以下により、事業の予定及び実行の確認に必要な書類の整備等を行うものとする。

- (1) 知事は、必要に応じて、事業主体に当該事業年度に予定している事業の内容、事業量等を記載した事業予定調書を作成、提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整を図ることができるものとする。
- (2) 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容がわかるよう、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。

- ア 下刈りは、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。なお、実施要領別紙1の第1の1で実施する人工造林の施行地において、4回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。
- イ 事業実施中の写真撮影については原則不要とするが、事業実施前、事業実施後の写真及び、現地検査だけでは事業実施中の状況及び作業の確かな実施が確認できず、補助金額の査定時に支障をきたす恐れがある場合には、事業実施中の写真についても撮影するものとする。
- ウ 保育間伐のうち2の(6)のウ、又は更新伐のうち2の(8)のウにより気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰並びに2の(11)のエの(イ)及び(エ)を適用しないで森林作業道の復旧を実施する場合においては、事業実施前の状況についても撮影するものとする。
- エ 撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。

7 補助金の交付申請等について

- (1) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え(特殊地拵えを含む)、植栽(事業完了までに相当期間を要する場合に限る。)の各々に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して申請することができる。
- (2) 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。
- (3) 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林經營計画森林法第11条に規定する森林經營計画(以下「森林經營計画」という。)又は実施権配分計画に基づいて行う場合は当該計画ごと(当該計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。
- ア 当該複数の事業主体が共同して行う方法
- イ 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と実施要綱第5条の2に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法
- ウ 当該複数の事業主体以外の单一の第三者が、実施要綱第5条の2に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法
- (4) 本事業に係る補助金の交付申請を行う者(事業主体から委任を受けて交付申請を行う者を含む。以下「交付申請者」という。)は、複数の申請単位(前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。)に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、実施要領第6に定める書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。
- (5) 交付申請者は、前項により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

8 補助金交付申請書の作成及び提出について

- (1) 交付申請者は実施要領第6の1に定めるもの以外に以下の書類を補助金交付申請書に添付して補助金の交付申請を行うものとする。
- ア 2の(13)のイに該当する場合は、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる書類
- (2) 実施要領第6及び前項に掲げる書類等については、交付申請者が、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。
- (3) ドローンオルソ画像等の基準
実施要領第6の第1項の(8)ドローンオルソ画像等の基準は別途「長崎県ドローン測量実施マニュアル」による。
また、オルソ画像、GNSS等のデジタル技術を用いた補助金交付申請を行う場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）」を参考にするものとする。
- (4) 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、竣工検査時に検査員は必要に応じ事業主体に主要測点の復元を求め、検査するものとする。
- (5) 間伐、更新伐に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。

9 代理申請者への指導について

事業主体からの委任を受けて本事業に係る補助金の交付申請又は受領を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）は、次によらなければならない。

- (1) 代理申請者は原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（環境保全運用別記様式16の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とする。
- (2) 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いの遅延や、他への流用をしないこと。
- (3) 代理申請者が受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に関係するものは、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。
- ア 補助金事務取扱手数料
- イ 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金
- ウ 当該施行地の森林保険料
- エ 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの
- (4) 代理申請者は、補助金事務取扱手数料について、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方により内容、金額等について周知する等、その透明化を図ること。

10 補助金査定の細則

(1) 補助金額

- ア 間伐、更新伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。
- イ 市町村が請負に付して実行した事業については、実施要領第8の3及び5により算定するものとする。
- ウ 査定単位の一部に、以下に掲げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。
- (ア) 2の(8)のカの括弧書きの規定に基き施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積が100m³を超えて実施した更新伐
- (イ) 施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m³に満たない間伐、更新伐又は花粉発生源植替え
- (ウ) 伐採方法が異なる間伐又は更新伐
- (エ) 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は花粉発生源植替え

(2) 査定係数

- ア 本事業のうち森林経営計画等（森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）又は実施権配分計画をいう。以下同じ。）に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。
- (ア) 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）
- (イ) 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし、倒木起こし
- (ウ) 実施要領別紙1の第1の2の「(1)森林緊急造成事業」及び「(2)森林緊急造成事業（環境）」において除伐を実施した施行地で、その後気象害等の被害を受けた場合に不良木淘汰として実施する保育間伐及び更新伐
- (エ) 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林において当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。）の改良
- イ 実施要領別紙5における森林環境保全直接支援事業の「計画区分等」欄の「森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画等に基づいて行うものと一体的に行うもの」には、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業

の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。) を含む。

ウ 以下のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。

(ア) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの

(イ) 実施要領別紙5の森林環境保全直接支援事業において査定係数90で実施する「人工造林及び樹下植栽等」の伐採造林届出書に基づいて行うもの

(ウ) 実施要領別紙5の森林環境保全直接支援事業において査定係数90で実施する「下刈り」等の施業代行者が実施するもの

エ 以下のいずれかにおいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林経営計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。

(ア) 森林経営計画対象林班内で当該計画に基づいて行う場合

(イ) 隣接林班内で当該計画に基づいて行う場合

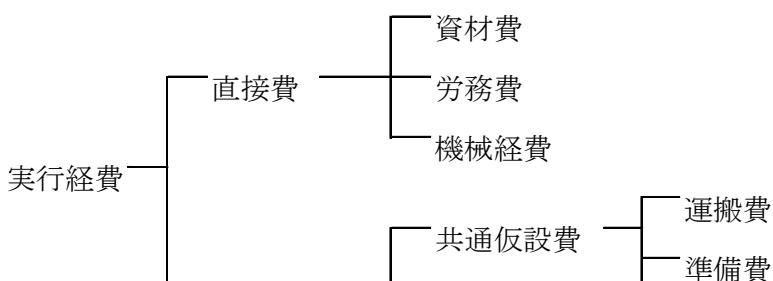
オ 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象とする森林に含める意向があることをあらかじめ確認できる書類(以下「経営計画意向確認書」という。)を添付し、新規計画の策定までは既存計画の変更に努めるものとする。

カ 森林環境保全直接支援事業の人工造林のうち、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採において、事業主体が伐採造林届出書を提出しなかったことに際し事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しないものとして扱うことができるものとする。

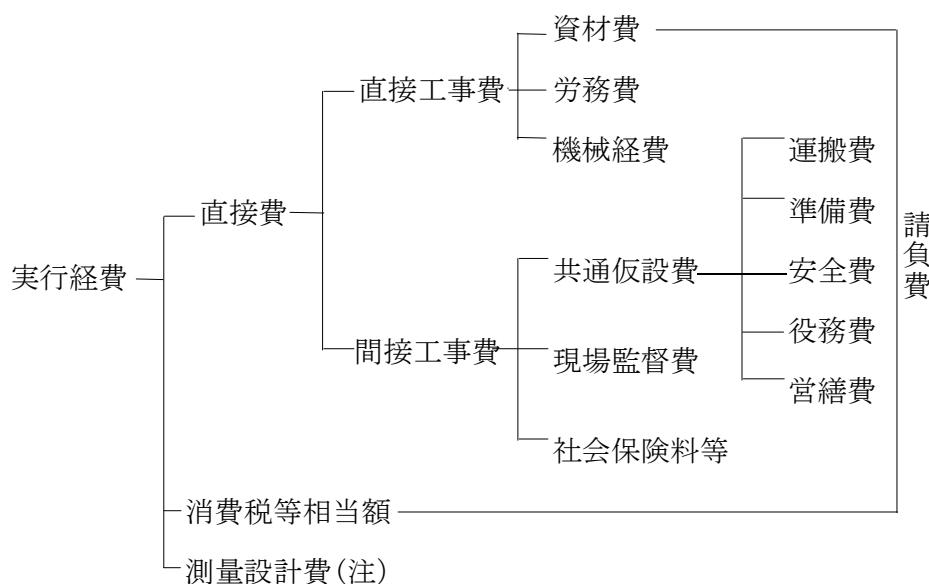
(3) 実行経費

実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」(平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知)及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」(平成23年3月31日付け22林整整第858号林野庁整備課長通知)に準ずるものとする。また、請負に付して実行する場合にあっては、設計積算要領に準じて、一般管理費等を積算に含めることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実行する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

(4) 事業量

- ア 実施要領第8の3で定める「事業量」は、実際に作業を行った面積等とする。
- イ 間伐、更新伐、花粉発生源植替えの施行地に係る事業量は、既設の森林作業道（「長崎県森林作業道作設指針」に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。
- ウ 各作業種の実施面積の単位は「ha」とし、小数第2位止め（小数第3位以下切捨て）とする。
- エ 間伐、更新伐、又は花粉発生源植替えに係る搬出材積の単位は「m³」とし、小数第3位止め（小数第4位以下四捨五入）とする。
- オ 衛生伐の処理材積の単位は「m³」とし、小数第2位止め（小数第3位以下切捨て）とする。
- カ 搬出材積の算定方法は、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票によるものとする。ただし、これにより難い場合は、はい積又はトラック積みの写真並びに現地検査等により算出することができるものとする。

また、伝票等が重量表記並びにはい積又はトラック積みの写真の場合については、下表の換

算率を用いて材積を求めることができるものとし、申請者が設定している換算率がある場合は、その換算率を用いることとする。ただし、下表の換算率以上の値を用いる場合は、別途知事に協議するものとする。

なお、いずれの場合においても、市場、製材所、合板、チップ等の売買伝票や現地検知野帳等、材積の算定に用いた因子及び搬出材積の決定に至った計算資料等を整備・保管することとする。

○換算率

区分1	区分2	換算率等
伝票等が重量表記の場合	素材換算率	1.25 m ³ / t
はい積による場合	空隙率	36%
トラック積みによる場合		23%

キ 森林作業道整備の延長は水平距離とし、単位は「m」、路線の総延長については整数止め（小数第1位以下切捨て）、測点間距離については小数第1位止め（小数第2位以下切捨て）とする。

(5) その他

ア 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、実施要領別紙2に定める構成因子以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めることができる。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立または変更するものとする。

イ 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能ななものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付することができる。この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

11 補助金の経理等について

(1) 交付申請者は、補助金の交付申請に係る書類及びその証拠書類について、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。また、交付申請者は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその証拠書類を整備するものとする。

ア 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿

イ 補助金及び経費明細書。なお、必要に応じ。補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書を森林所有者等に通知するものとする。

(2) 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿。証拠書類等のうち、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

12 受託事業に係る経費の透明化について

森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体は、事業前に経費の見込みを森林所有者に示すとともに、事業終了後は速やかに当該経費の明細書等を森林所有者に報告

しなければならない。

13 その他

- (1) 本事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、市町は、それぞれの林務担当部局内で GIS や森林クラウド等により情報共有を図るとともに県との密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。
- (2) 事業主体は、請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取り組みを行うよう指導するものとする。